

会津若松市第3期環境基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

平成26年3月に策定し、平成31年3月に改定した「第2期環境基本計画」（以下、「第2期計画」と記載。）について、令和5年度が計画の最終年度であるため、会津若松市環境基本条例の基本理念を基に、第2期計画の成果や課題の検証、及び昨年度実施した市民意識調査や市民ワークショップの結果等を踏まえながら策定を行うもの。

2 計画の位置づけ

この計画は、市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、国の環境基本法や県の環境基本条例を踏まえ、本市の第7次総合計画を環境面から実現する、環境行政の最上位の計画の役割を持つ。

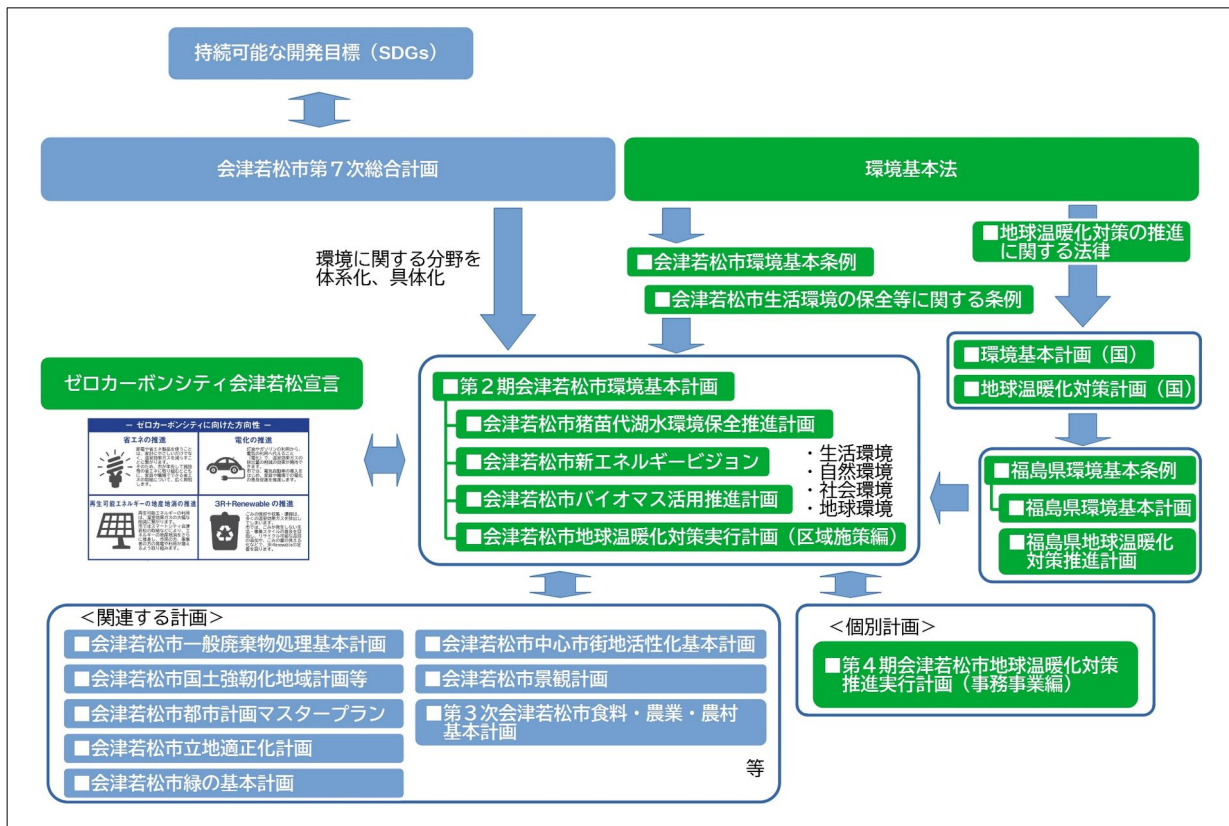
また、令和3年12月に行った「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」や、個別計画である第4期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）、さらに各種まちづくりに関する関連計画等との整合を図る。

第2期計画策定時に統合・策定した内包される各計画については、効果的かつ効率的な推進を図るため、第3期環境基本計画（以下、「第3期計画」と記載。）においても同様の位置づけとする。

◆ 関連する計画等

会津若松市環境基本計画	
内包される計画	会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画 会津若松市新エネルギービジョン 会津若松市バイオマス活用推進計画 会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
内包されない計画	第4期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編） 会津若松市一般廃棄物処理基本計画 等

【環境基本計画の体系図】



[参考：第2期環境基本計画について]

【基本理念】

H11.3月に策定した会津若松市環境基本計画の「環境の保全と創造の持続性」「協働」「主体的参画」の基本理念は受け継ぎながら、環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる社会づくりを目指します。

【基本目標】

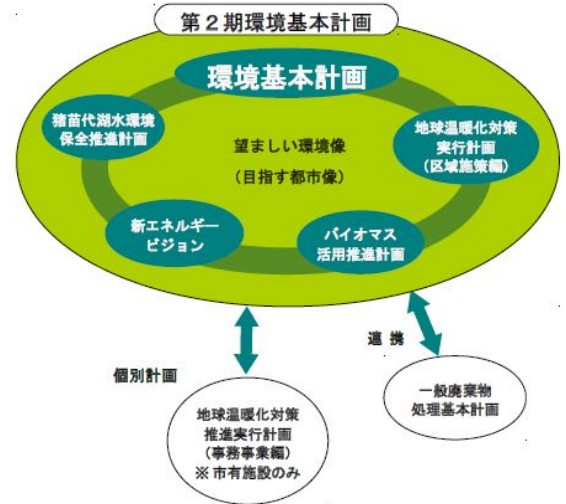
- 基本目標1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる
- 基本目標2 緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる
- 基本目標3 地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる
- 基本目標4 環境保全をともに学び協働するまちをつくる

【望ましい環境像】

土・水・緑 そして人 共に創るスマートなまち会津若松
(規制から調和へ)

※スマート＝環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと

<< 第2期環境基本計画策定イメージ >>



3 計画期間・基準年度

国の地球温暖化対策計画や市の地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）との整合を図るため、令和6年度（2024）から令和12年度（2030）までの7年間とし、第7次総合計画や脱炭素先行地域への取組、社会状況の変化などを踏まえ、中間年となる令和9年度（2027）に必要な応じて目標値等の見直しを行う。

基準年度は、令和4年度（2022）とする。

4 計画策定スケジュール及び会議等概要

(1) 主な全体スケジュール(案)

※詳細は、別紙資料 (P.10) 参照

令和5年	6月27日	環境審議会(以降5回開催予定)
	9月	素案作成
	10～11月	原案作成
	12月	パブリックコメント
令和6年	2月	環境審議会答申
	3月	策定

(2) 庁内の検討組織

① 環境管理委員会

副市長を委員長として各部局長により組織され、新計画の内容について審議を行う。

② 環境管理委員会幹事会

関係課長により組織され、原案作成について協議及び調整を行う。

③ 担当者会議

幹事会へ参加している関係課の担当者を招集し、原案作成や各種施策について協議及び調整を行う。各課事業検討のきっかけとするため、ロジックモデル（目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示すること）を活用したワークショップ形式による実施を想定。

(3) 庁外の検討組織

① 環境審議会

計画内容について諮問し、答申をいただく。6月以降5回開催予定。

② (仮称)ゼロカーボンシティ会津若松推進協議会

これまで意見交換等を行ってきた「低炭素化推進連絡会議」や「新エネルギー等検討会議」から、脱炭素先行地域への取組と連動する形で、民間事業者、市民、行政(国・県・市)で構成される「(仮称)ゼロカーボンシティ会津若松推進協議会」へ移行予定(令和5年8月に設立予定)であり、特に地球温暖化対策(脱炭素)に係る部分を中心に意見をいただく予定。

③ 身近な生き物基本調査会議

日本野鳥の会会員や高校教諭などの生き物に関する専門家で構成される会議において、特に自然環境や野生生物に係る部分について意見をいただく予定。

④ その他事業者等との連携

取組の連携を図るため、商工会議所等の各種団体との意見交換を随時行う予定。

(4) 全市民を対象としたの意見聴取について(案)

① オープンハウスの実施等

會津稽古堂市民ギャラリー、各支所、あるいは商業施設などのスペースにおいて、環境基本計画の基本的考え方についてパネル展示し、市民等に自由に見ていただき、ご意見をいただくことを想定(時期は7月~8月頃を想定)。その他、スマートフォンを活用したアンケートなどの実施について検討します。

5 第3期環境基本計画策定の考え方

(1) 第3期計画策定の基本となる意見や考え方などについて

① 第2期計画の総括から

総括については別紙資料(P.11~22)参照

- ・ 自治体や環境を取り巻く状況が大きく変化(公害等の生活環境問題から脱炭素や資源循環等地球環境問題への重点課題のシフト)
- ・ 環境保全の新たな手法の模索や関係機関との連携強化、市民・事業者の主体的参加を促す仕組みづくり、日々の行動が環境保全につながるような施策の展開が重要

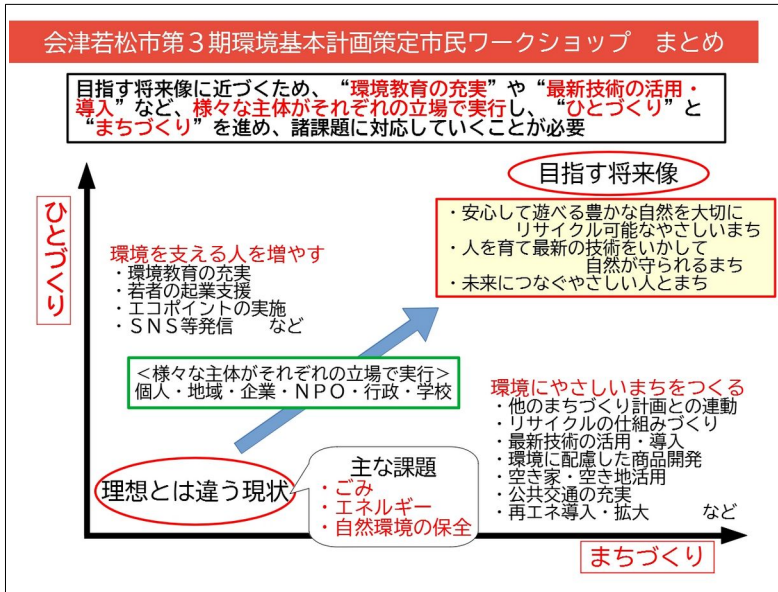
② 昨年度開催の環境審議会や環境フェスタ特別企画の中で出された意見・提言等

- ・ 「環境」に普段興味がない人をどうしていくかが重要
- ・ 「環境」を前面に出さなくても、環境保全に寄与する取組をいかに増やしていけるかが重要

③ 市民ワークショップでの特徴的な意見

- ・ 「環境を良くすること」を「良いまちづくり」にいかにつなげていくか
⇒環境にやさしいまちをつくる(生活環境・自然環境・社会環境・地球環境)
⇒最新技術(デジタル技術等)の活用・導入 など
⇒各種まちづくりに関わる計画、人口減少対策等との連携・連動
- ・ 環境を支える人を増やす(ひとづくり)
⇒環境教育の充実等、エコポイントの実施など

(参考) 第3期環境基本計画策定市民ワークショップのまとめ



④ 第五次環境基本計画（国）の基本的方向性（アプローチ）

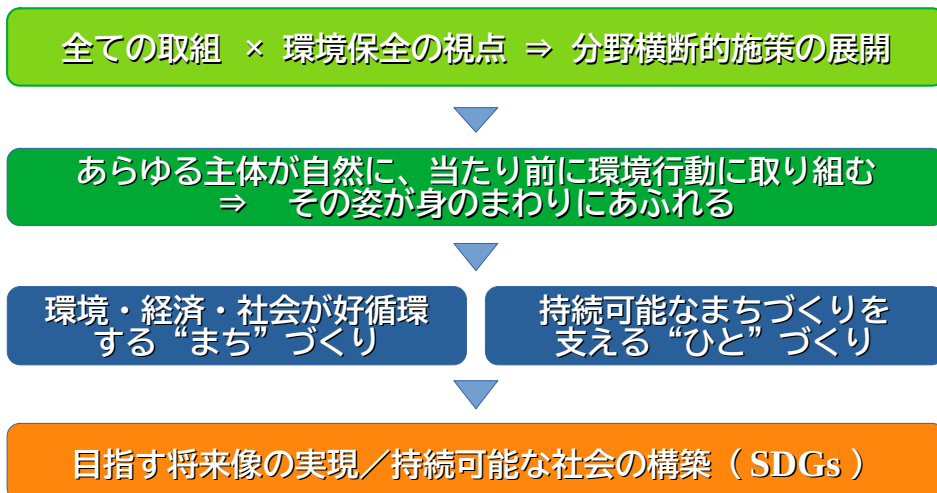
- ・ SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
⇒環境政策を契機にイノベーションを創出。諸課題の同時解決を図り、新たな成長に。
- ・ 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上
⇒環境で地方を元気に
- ・ より幅広い関係者と連携
⇒幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

(2) 第3期計画策定のコンセプトについて

第2期計画の総括や各種意見等を踏まえ、以下を第3期計画策定のコンセプトとする。

市民・事業者等のあらゆる主体が、自然に、当たり前前に環境行動に取り組み、その姿が身のまわりにあふれるよう、全ての取組への環境保全に係る視点の導入による分野横断的施策を展開し、環境・経済・社会が好循環する“まち”をつくとともに、持続可能なまちづくりを支える“ひと”づくりを進め、目指す将来像の実現につながる計画とする

【コンセプトのイメージ】



【環境保全の視点を取り入れた分野横断的取組として考えられる取組例】

①環境×スポーツ

＝環境に配慮したスポーツ大会の開催（バイオプラスチック製ごみ袋の配布や燃料電池自動車からの給電など）
⇒スポーツにより健康増進が図られるとともに、大会参加者の環境意識の啓発にも貢献

②環境×観光

＝観光スポットの脱炭素化や環境に配慮した旅行プランの推進（カーボンオフセット修学旅行など ※温室効果ガス排出削減などの取組がセットになった修学旅行）
⇒選ばれる観光地になり観光振興につながるるとともに、環境意識の啓発にも貢献。
地元の取組がカーボンオフセットの対象（例：適切な森林環境整備のJクレジット化など）となれば、地元経済の活性化にもつながる

(3) 第3期環境基本計画策定のポイント

① 取組の強化が必要な課題等について

・地球温暖化問題

地球温暖化などの気候変動問題は、私たち一人ひとりはもちろん、地球上に生きる全ての生き物に影響を与える喫緊の課題となっており、近年、熱波や大雨、干ばつ等極端な異常気象が世界各地で頻発しています。

平成27年（2015）に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」などを目標に掲げ、「緩和策」（温室効果ガス排出量の削減等）と「適応策」（気候変動による悪影響への対処）を記した「パリ協定」が採択され、令和2年（2020）から本格運用が始まりました。

さらに、令和3年（2021）8月に国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次報告書の報告では、「人間の影響が大気、海洋および陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と断定し、地球温暖化の進行で気象災害は拡大すると警告しています。

国においては、気候変動への適応を進めるため平成30年（2018）に「気候変動適応法」を施行し、令和3年（2021）には「2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ」を基本理念として明記した「地球温暖化対策推進法の一部改正」が行われています。さらに、国の第五次環境基本計画において、グリーンな経済システムの構築や、地域資源を持続可能な形で最大限活用した持続可能な地域づくりなどを重点戦略として掲げています。

また、県においても令和3年（2021）2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」が宣言され、省エネ対策の徹底と再エネの推進を柱に、環境に負荷をかけない持続可能な脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、令和3年12月に「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行い、令和5年4月に「脱炭素先行地域」の採択を受けるなど、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた取組を加速させています。

これらのことから、地球温暖化問題は本市の自然環境や生き物、そして我々の生活や経済活動に深く結びついているものであり、地球温暖化問題への対応は、全ての市民に関係する最重要課題に挙げられます。

・市民協働（各主体の連携強化）

平成27年（2015）9月の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、上記の地球温暖化問題への対応を含む経済的・社会的な課題の解決が重要視されており、行政や企業等をはじめ、多様な主体のパートナーシップによる取組が進められています。

国の第五次環境基本計画においても、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化していくことが基本的方向性として掲げられています。

令和3年12月の「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」においても、市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で温室効果ガス排出に取り組むことが、今私たちが「やらねばならぬこと」と明記しています。

これらのことから、地球温暖化問題を含め全ての環境に関わる問題に対する日々の取組において、いかにして各主体の連携を強化し、市民協働による取組を進めていけるかが課題として挙げられます。

(4) 第3期環境基本計画の骨子案について

第1編 基本理念及び基本目標

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

第2節 環境政策を取り巻く状況

第3節 計画の考え方及び役割・性格

第4節 計画の期間

第5節 計画の構成

第2章 本市の環境の現況と課題

第1節 社会環境

第2節 生活環境

第3節 自然環境

第4節 地球環境

第5節 市民意向等

第6節 前環境基本計画の成果・課題と今後の方向性

第3章 本市の目指す将来像と計画の基本目標

第1節 本市の目指す将来像

第2節 計画の基本目標と個別目標

第2編 基本計画

第1章 【生活環境】

個別目標1-1 □□□□ 【有害物質、騒音・悪臭等、放射線】

個別目標1-2 □□□□ 【野焼き、ポイ捨ての防止】

第2章 【自然環境】

個別目標2-1 □□□□ 【生物多様性（外来生物、鳥害含む）】

個別目標2-2 □□□□ 【森林や農地、緑地等】

個別目標2-3 □□□□ 【猪苗代湖の保全】
－猪苗代湖水環境保全推進計画－

※ は、第2期計画から変更になった箇所

第2期計画と第3期計画の骨子案の新旧対照表は別紙資料（P.23）のとおり。
 なお、現時点での骨子案であり、今後の整理の中で変更となります。

① 第1編 基本理念及び基本目標について

第1章 計画の基本的事項について

- ・計画の基本理念については、これまでの計画の考え方を継承しつつ、第3期計画としての内容とする。
- ・新たに、第2節として、環境政策を取り巻く状況（SDGs や国の第5次環境基本計画等）を記載する。
- ・計画の期間については、令和6年度（2024）から令和12年度（2030）までの7年間とする。

第2章 本市の環境の現状と課題について

- ・第1節から第4節の本市の環境の現状については、それぞれ更新する。
- ・第5節として、市民意向等（市民意識調査及び市民ワークショップの結果等）を記載する。
- ・第6節として、第5節までの現状等を含め、第2期計画の成果・課題と今後の方向性を記載します。（別紙資料総括（P.10～21）が入ります。）

第3章 本市の目指す将来像と計画の基本目標について

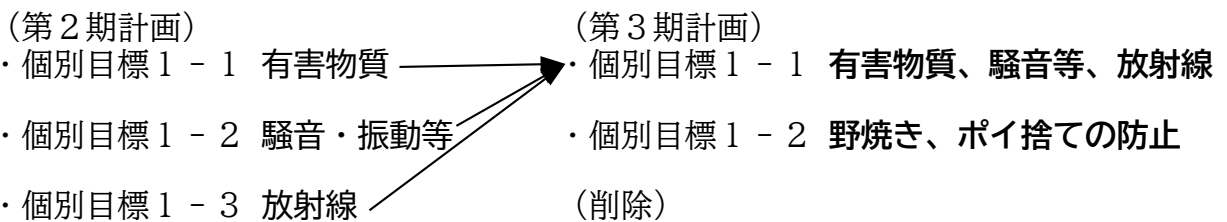
- ・本市の目指す将来像及び計画の基本目標については、素案の段階までに具体化する。

② 第2編 基本計画について

各基本目標の実現に向けた個別目標の構成については次のとおり。個別目標の各標題については、第2期計画を継承しながら、取組内容に基づいた表現とする。

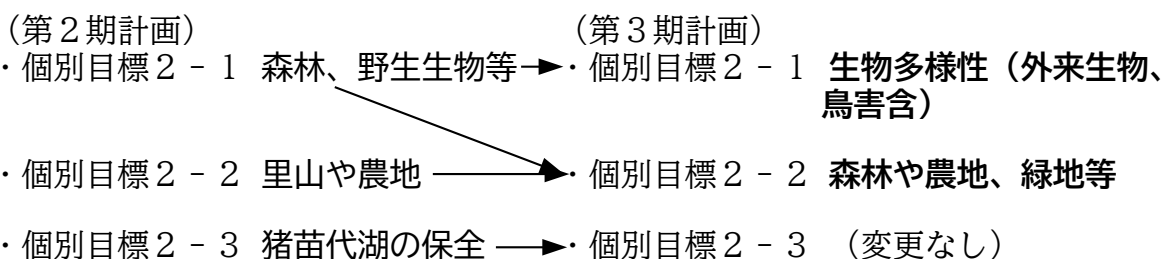
第1章について

- ・有害物質による汚染については近年苦情・相談件数などが減少していること、さらに個別目標1-2の騒音・振動・悪臭も生活環境対策（公害対策）として関連が深いことから、個別目標1-1に統合する。
- ・個別目標1-3の放射線については、東日本大震災から10年以上が経過し、市内における放射線量は減少傾向にあり、市民アンケート調査においても、不安に思う方が減少しているため、個別目標1-1に統合する。
 （とても不安+どちらかといえば不安 H30 32.8% → R4 18.3%）
- ・個別目標1-2については、生活環境に密接に関係し、市民アンケートの結果などから特に市民の関心の高いごみ（廃棄物）処理問題における野焼きやポイ捨てを取り上げる。



第2章について

- ・個別目標2-1と個別目標2-2の内容については、森林と里山など、区別が曖昧な所が多かったことから、個別目標2-1において自然の中で生息する動物や植物などの生き物と、生き物の中でも特に課題となっている外来生物や有害鳥獣対策を位置付ける。
- ・個別目標2-2において多様な生き物が生息する森林・農地の保全や、身の回りにある公園や緑地などの整備を位置付ける。
- ・個別目標2-3については、猪苗代湖水環境保全推進計画として位置付けていく。



第3章 【地球環境】－第2期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）－

- 個別目標3－1 【省エネ・電化の推進】
- 個別目標3－2 【再生可能エネルギーの地産地消の推進】
－新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画－
- 個別目標3－3 【3R+Renewableの推進】
- 個別目標3－4 【温室効果ガス吸収源対策等の温暖化対策の推進】
- 個別目標3－5 【地域脱炭素化促進事業（促進区域）】

第4章 【市民協働】

- 個別目標4－1 【環境教育・学習】
- 個別目標4－2 【市民協働】

第3編 計画の推進に向けて

第1章 環境配慮指針

- 第1節 市民の環境配慮指針
- 第2節 事業者の環境配慮指針

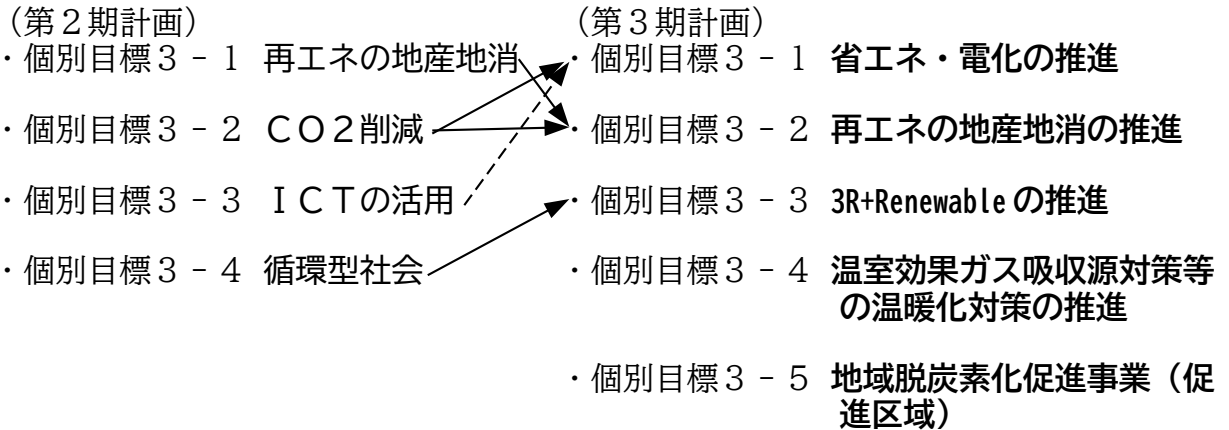
第2章 計画の進行管理

- 第1節 計画の推進・管理体制
- 第2節 進行管理

※ は、第2期計画から変更になった箇所

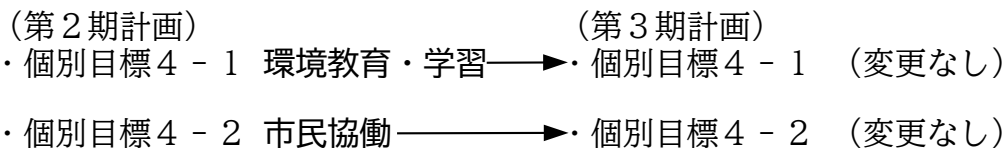
第3章について

- ・地球温暖化の進行とゼロカーボンシティ会津若松宣言、脱炭素先行地域への取組などから強化が必要であることから、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、「第2期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として、個別目標を以下のとおり全体的に見直す。
- ・第2期環境基本計画では、基本目標3の地球温暖化対策において、ICT等最新技術の活用を取り上げていたが、今後は地球温暖化対策のみならず、自然環境や生活環境などの分野を含め、ツールの一つとしてこれまで以上に計画全体に考えを取り入れていくこととする。



第4章について

- ・第4章については個別目標として市民協働を設定し、各主体の連携を強化し、計画全体の推進に結び付けていく。



③ 第3編 計画の推進について

- ・第1章については環境配慮指針とし、事業者等からのヒアリングなどを通じて具体化していく。
- ・第2章については計画の進行管理とし、適切な進行管理となるよう記載する。

(案)

第2期環境基本計画 総括

～第3期環境基本計画策定に向けた評価と今後の方向性～

令和5年6月作成

第2期環境基本計画の成果・課題と今後の方向性について

前計画では「土・水・緑 そして人 共に創るスマートなまち 会津若松」を本市の望ましい環境像として、これを実現するため4つの基本目標を定め、それぞれに事業を進めてきました。

以下は、各基本目標とその実現にむけた個別目標について、各目標の達成状況を踏まえながら、施策の成果、課題、さらに今後の施策の方向性について総括します。

基本目標1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる

個別目標1-1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち

成果・評価

有害物質の環境中への排出を防ぐため、ごみ焼却施設の排煙の監視や農業用プラスチックの回収事業、家庭からの灯油流出事故防止のための啓発事業などを行い、環境負荷の低減を図ってきました。また事業者に対しては、法令等の規制以上に自主的に有害物質の流出を防止し、環境への配慮をもとめるため、環境保全協定を締結してきました。

さらに、有害物質による健康被害を防ぐため、水道水や地下水の水質検査などを行い、結果をホームページで公開するなど、市民の皆さんが安心して健康に過ごせるよう努めました。

しかし、水路への油漏れ発生件数や、地下水からの有機塩素化合物未検出率など、数値目標については数値の改善はみられるものの達成に至っていません。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)	
水路への油漏れ事故等の件数	9件	14件	14件	8件	13件	14件	8件	0件	未達成
地下水の有機塩素化合物未検出率	56%	78%	89%	67%	56%	67%	78%	100%	未達成

課題・方向性

有害物質の流出やそれを原因とする健康被害については、近年大規模な発生は有りませんが、小規模な排煙苦情や、家庭からの灯油流出などについては、依然として発生が継続しているほか、地下水から有機塩素化合物が検出される状況も続いています。そのため、今後も啓発や監視・対応を継続していくとともに、被害の拡大を防止するため、関係各所や市民の皆さんとの協力体制の強化などが必要となります。

個別目標1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち

成果・評価

市内の主要河川や猪苗代湖の水質については、毎年定期的に水質調査を行い、水質に異常がないことを確認するとともに、その結果を市政だより、ホームページなどで公表してきました。

また河川の水質汚濁を防止するため、生活排水対策として下水道への接続や、より浄化能力の高い排水処理設備への切り替えを促進してきた結果、接続率が上がり、河川に流入する生活排水も減少してきました。

その他には、騒音や悪臭等の公害を防止するため、騒音規制法等に基づいた指導や市内各地での騒音測定、悪臭に関するパトロールや開発行為等に係る公害防止及び排水対策の指導などを行うとともに、市民の皆さんからの相談に速やかに対応するよう努めました。

河川の水質の環境基準達成率や汚水処理人口普及率は数値目標を達成しており、水質改善に向けた施策の効果は現れていますが、騒音については年度によって環境基準を超過するなどの状況が見られます。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)	
河川の水質の環境基準達成率	71%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成
汚水処理人口普及率	79.7%	83.9%	84.9%	87.0%	87.3%	88.2%	88.4%	87.9%	達成
自動車騒音に係る環境基準の達成率	100%	100%	100%	100%	83%	83%	83%	100%	未達成

課題・方向性

市内主要河川の水質は安定している一方で、下水道整備済み区域になっても下水道に接続せず、生活排水が河川に流入している箇所も依然としてあるため、今後も水環境を保全するため、引き続き水質調査を行うとともに、市民への意識啓発を強化することやその手法が課題となります。

また、自動車等の騒音についても、一部で規制基準を超過していることから、良好な生活環境を守るため、継続した調査と改善に向けた施策の検討を行う必要があります。

そのほか、事業所などから発生する大規模な公害などの発生はない一方、個人でのごみの野焼きなどを始めとした、近隣住民間での公害苦情については依然として相談が寄せられていることから、これらについても対応を継続しつつ、より効果的な啓発方法について検討を行っていく必要があります。

個別目標 1 - 3 放射能の不安のない安心なまち

成果・評価

放射線については、大気中の環境放射線や土砂などの身の回りの放射線量のほか、飲料水や地下水、米を始めとする農作物や保育所・学校での給食食材など、直接口にするものについても放射線量や放射性物質を調査・監視してきました。

またこれらの結果については市政だよりや市ホームページに掲載するなど、市民の皆さんへの正確な情報提供に努めました。

国の安全基準である毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ （年間被ばく線量 1mSv ）を超過する地区は市内では確認されず、各種検査においても線量は順調に減少傾向にあります。一方で、放射線に関する不安については、アンケート等の結果からは、完全に払しょくされたとは言えない状況です。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成 状況	
	基準値 (H24)	中間評価値 (H29)	H30 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	目標値 (R5)		
毎時0.23 μ Sv(追加的被ばく線量の推計が年間1mSv)を超える地区の数	7地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	達成
放射線の影響を不安に感じる市民の割合	44.8%	-	31.0%	(H30) 31.0%	(H30) 31.0%	(H30) 31.0%	(R4) 市民:18.3% 児童:42.7%	0%	未達成	

課題・方向性

放射線量は年々低下傾向にあるため、今後はいつまで継続して調査を行っていくのかについても、国や県の動向も踏まえながら検討が必要となります。

また放射線に関する不安について、アンケートでは成人については減少していますが、児童・生徒についてはやや増加傾向にあります。これは、要因の一つとしては、放射線の性質や現状について、詳しい知識がないことが考えられることから、今後は学校等を通じ、児童や生徒に対して、放射線に関する知識の啓発を強化していく必要があります。

基本目標2 緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる

個別目標2-1 豊かな自然環境を守り、育てるまち

成果・評価

野生生物の生息環境を残した水路整備など、生態系に配慮した土地利用行ってきたほか、森林や豊かな緑と水辺地の保全を目的として、森林病虫害等防除事業や赤井谷地保存整備事業、「自然景観指定緑地」への指定、市有施設周辺の緑化など各種事業を推進してきました。

また、野生生物の生息環境の調査や、阿賀川河川環境整備事業、イトヨの生息数及び生息域の水質調査など、野生生物の保護に努めました。

各種施策に取り組んでいますが、森林施業面積や市民の動植物保護の意識などの数値目標については、達成に至っていません。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)	
森林施業面積	1,347ha	1,757ha	1,796ha	1,887ha	1,999ha	2,061ha	2,126ha	2,267ha	未達成
自然環境や動植物の保護を行う市民の割合	21%	-	10.5%	(H30)10.5%	(H30)10.5%	(H30)10.5%	(H30)10.5%	60%	未達成

課題・方向性

森林ボランティアや自然公園清掃協議会員等、事業の担い手について構成員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が課題となっております。その他、生態系の保全についても、これまで未確認であった外来生物が市内や周辺市町村で発見されている他、市街地でのカラスやムクドリ等の鳥類による鳴き声による騒音や糞害など、新たな問題も発生しており、これらへの対応も今後の重要事項となっております。

これらの課題を解決するため、国県の動向なども踏まえつつ、市民の皆さんがより当事者意識を持って自然保護に取り組むよう新たな手法・施策を検討する必要があります。

個別目標2-2 美しい里山と農地を守り、活かすまち

成果・評価

里山の保全のため、背灸山公園野草ゾーン整備事業や保安林の整備などに努めました。その他にも耕作放棄地や遊休農地の解消対策事業や基盤整備事業など、農地の保全のための施策を推進してきました。

また、農業・農村体験ができる場として、グリーンツーリズム支援事業や小田山公園、子どもの森の整備事業などを行い、市民の里地・里山保全への意識高揚に努めました。

その結果、環境保全型農業直接支援対策事業の対象面積や担い手に集積された農用地の面積割合などの数値目標については、達成することができました。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)	
環境保全型農業直接支援対策事業の対象面積	(H27)5,987a	4,839a	3,691a	3,929a	7,580a	9350a	9829a	(R8)7,000a	達成
担い手に集積された農用地の面積割合	59.1%	73.1%	77.6%	78.3%	76.8%	78.2%	80.4%	(R8)78%	達成

課題・方向性

遊休農地の発生については、例年一定程度の新規発生があり、早期に対応することで規模の拡大を防いでいるものの、縮小には至っていません。グリーンツーリズム、市民農園等の農業体験について、申し込み、利用者がやや減少傾向にあることから、今後は里山整備や農業について市民の啓発や参加意識の高揚を図る必要があります。

個別目標2-3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち - 猪苗代湖水環境保全推進計画

成果・評価

猪苗代湖の水環境保全のため、「会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画」及び「福島県猪苗代湖・裏磐梯湖沿水環境保全推進計画」に基づき、県や郡山市、猪苗代町などの流域自治体、関係団体等と連携をしながら、水草の回収やヨシ刈り、ビーチクリーナーによる湖岸清掃などの事業を行った他、森林環境基金森林整備事業による周辺環境の整備や、流入河川の水質検査など環境維持に努めました。

農業集落排水施設の水洗化や高度処理型浄化槽の普及が徐々に進み、生活排水の流入等は以前より減少していますが、普及率等の目標は達成に至っておらず、湖水や流入河川の水質についても、目標値を達成していない項目もありました。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況		
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)			
農業集落排水施設水洗化率	赤井:97.0% 共和:90.4%	赤井:98.9% 共和:92.7%	赤井:98.9% 共和:93.0%	赤井:98.9% 共和:93.1%	赤井:98.9% 共和:94.0%	赤井:98.8% 共和:94.7%	赤井:98.8% 共和:95.0%	赤井:100% 共和:94.8%	未達成		
高度処理型浄化槽の普及率	25.9%	29.1%	30.0%	31.5%	32.9%	35.6%	35.9%	45%	未達成		
猪苗代湖・流域清掃活動参加者数	514名	512名	417名	463名	0名	0名	0名	600名	未達成		
猪苗代湖及び流入河川の水質	中田浜	COD	0.7mg/ℓ	1.3mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.3mg/ℓ	0.7mg/ℓ以下	未達成
		全窒素	0.18mg/ℓ	0.17mg/ℓ	0.13mg/ℓ	0.10mg/ℓ	0.20mg/ℓ	0.23mg/ℓ	0.22mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	未達成
		全リン	0.011mg/ℓ	0.006mg/ℓ	0.005mg/ℓ	0.007mg/ℓ	0.004mg/ℓ	0.004mg/ℓ	0.005mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	達成
	赤井川	BOD	1.4mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.4mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.0mg/ℓ	1.1mg/ℓ	1.2mg/ℓ以下	達成
		全窒素	1.24mg/ℓ	0.79mg/ℓ	1.21mg/ℓ	0.67mg/ℓ	0.85mg/ℓ	0.88mg/ℓ	1.17mg/ℓ	1.1mg/ℓ以下	未達成
		全リン	0.093mg/ℓ	0.080mg/ℓ	0.094mg/ℓ	0.063mg/ℓ	0.095mg/ℓ	0.045mg/ℓ	0.121mg/ℓ	0.08mg/ℓ以下	未達成
	原川	BOD	0.8mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.0mg/ℓ	0.9mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.6mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.8mg/ℓ以下	達成
		全窒素	0.53mg/ℓ	0.29mg/ℓ	0.37mg/ℓ	0.36mg/ℓ	0.40mg/ℓ	0.50mg/ℓ	0.45mg/ℓ	0.5mg/ℓ以下	達成
		全リン	0.031mg/ℓ	0.027mg/ℓ	0.028mg/ℓ	0.040mg/ℓ	0.018mg/ℓ	0.020mg/ℓ	0.024mg/ℓ	0.03mg/ℓ以下	達成

課題・方向性

猪苗代湖の水質については、短期的な変化に乏しいため、保全については長期的に取り組む必要があります。関係団体との協働体制をきちんと維持することが重要となります。

また、近年は湖水の中性化が進むなど、対応が難しい事態も発生しており、保全の方法についても、有識者の知見を取り入れるなど新たな試みが必要と考えられます。

猪苗代湖は本市のみならず、県のシンボルでもあることから、今後も農業集落排水施設の水洗化や高度処理型浄化槽の普及に努め、生活排水等による汚濁を防ぐとともに、行政だけでなく、市民の皆さんにも主体的に保全活動に取り組んでいただけるよう、意識啓発に努めていきます。

基本目標3 地球温暖化を防ぐため、 環境と事業活動が調和したまちをつくる －地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

個別目標3－1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち －新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画

成果・評価

再生可能エネルギーの地産地消を目指し、太陽光発電システム設置に対する補助金制度や、下水浄化工場への下水消化ガス発電設備の設置など再生可能エネルギー施設の普及に努めたほか、小水力やバイオマス、風力その他の再生可能エネルギーについて、市内での導入に向けた可能性調査、事業者との意見交換などを行いました。

数値目標については、再生可能エネルギーの供給量については一部の項目のみが達成しており、十分な普及には至っていないと言えます。一方、市内のエネルギー需要は低下しており、省エネの取組が進んでいるものと思われます。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況		
	基準値 (H24)	中間評価値 (H29)	H30 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	目標値 (R5)			
太陽光発電	(H22) 20.3TJ	(H26) 85.4TJ	(H27) 93.6TJ	(H28) 115.3TJ	(H29) 119.9TJ	(H30) 338.8TJ	(R元) 348.1TJ	344.3TJ	達成		
太陽熱利用	(H22) 0.3TJ	(H26) 0.5TJ	(H27) 0.5TJ	(H28) 0.5TJ	(H29) 0.5TJ	(H30) 0.5TJ	(R元) 0.5TJ	0.5TJ	達成		
風力発電	(H22) 0.0TJ	(H26) 31.8TJ	(H27) 381.5TJ	(H28) 381.5TJ	(H29) 381.5TJ	(H30) 381.5TJ	(R元) 381.5TJ	750.1TJ	未達成		
水力発電	(H22) 6,206.7TJ	(H26) 6,223.3TJ	(H27) 6,134.5TJ	(H28) 6,170.0TJ	(H29) 6,199.0TJ	(H30) 6,233.5TJ	(R元) 6,235.3TJ	6,245.3TJ	未達成		
うち小水力発電 (1,000kW未満)	(H22) 61.2TJ	(H26) 61.2TJ	(H27) 61.2TJ	(H28) 61.2TJ	(H29) 52.7TJ	(H30) 89.9TJ	(R元) 89.9TJ	99.8TJ	未達成		
地熱発電	(H22) 0.0TJ	(H26) 0.0TJ	(H27) 0.0TJ	(H28) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	(H30) 0.0TJ	(R元) 0.0TJ	0.0TJ	未達成		
うち地熱バイナリー 発電	(H22) 0.0TJ	(H26) 0.0TJ	(H27) 0.0TJ	(H28) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	(H30) 0.0TJ	(R元) 0.0TJ	0.0TJ	未達成		
バイオマス発電	(H22) 0.0TJ	(H26) 390.4TJ	(H27) 390.4TJ	(H28) 390.4TJ	(H29) 390.4TJ	(H30) 390.4TJ	(R元) 392.3TJ	392.3TJ	達成		
バイオマス熱利用	(H22) 12.8TJ	(H26) 14.4TJ	(H27) 14.5TJ	(H27) 14.7TJ	(H29) 14.8TJ	(H30) 15.0TJ	(R元) 15.2TJ	417.1TJ	未達成		
バイオマス燃料製造	(H22) 2.1TJ	(H26) 2.0TJ	(H27) 2.0TJ	(H28) 2.0TJ	(H29) 2.0TJ	(H30) 2.0TJ	(R元) 2.0TJ	3.1TJ	未達成		
温度差熱利用	(H22) 6.8TJ	(H26) 7.2TJ	(H27) 12.3TJ	(H28) 12.3TJ	(H29) 12.4TJ	(H30) 12.4TJ	(R元) 12.4TJ	7.2TJ	達成		
雪水熱利用	(H22) 0.0TJ	(H26) 0.0TJ	(H27) 0.0TJ	(H28) 0.0TJ	(H29) 0.0TJ	(H30) 0.0TJ	(R元) 0.0TJ	0.0TJ	未達成		
計	(H22) 6,249.0TJ	(H26) 6,755.1TJ	(H27) 7,029.3TJ	(H28) 7,086.8TJ	(H29) 7,120.5TJ	(H30) 7,374.2TJ	(R元) 7,387.3TJ	8,160.0TJ	未達成		
一次エネルギー需要	(H22) 15,976.5TJ	(H26) 15,280.4TJ	(H27) 14,977.1TJ	(H28) 13,995.7TJ	(H29) 12,770.8TJ	(H30) 11,771.8TJ	(R元) 11,706.3TJ	14,245.8TJ	達成		
一次エネルギー需要に 占める再生可能エネルギー 供給量の割合	(H22) 39.1%	(H26) 44.2%	(H27) 46.9%	(H28) 50.6%	(H29) 55.8%	(H30) 62.6%	(R元) 63.2%	57%	達成		
バイオマスの 活用目標	廃棄物系 バイオマス	生ごみ 利用率	27%	24%	19%	19%	21%	24%	21%	50%	未達成
		下水汚泥 利用率	23%	72%	70%	64%	68%	64%	66%	60%	達成
		廃食用油 利用率	26%	55%	55%	56%	39%	37%	39%	60%	未達成
	未利用系 バイオマス	間伐材 利用率	0%	20%	39%	38%	85%	49%	24%	20%	達成

課題・方向性

市内の再生可能エネルギーの供給量は年々増加し、市内の一次エネルギー需要の60%を超え目標を達成しているものの、発電された電力の多くは市外に供給されていることから、実際には「地産地消」に至っていないのが現状です。

今後はこれまでと同様に省エネの取組を推進していくとともに、市内で作られた再生可能エネルギーを市内で利用できるよう、事業者との連携による新たな供給体制の構築や、市民の皆さんに各家庭で使用する電力を再生可能エネルギー由来に切り替えるよう促すなど、地産地消に向けた施策の充実も必要となります。

個別目標3-2 みんなでCO2を減らすまち

成果・評価

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの削減に向けた取り組みとして、各庁舎の省エネルギー化や高効率照明（LED照明）の導入促進、事業所版環境マネジメントシステムの普及啓発による事業者の省エネ促進など、各種施策を推進しました。

また、市民の皆さんの省エネ意識を高めるため、エコドライブの推進や学校版及び家庭版環境マネジメントシステムの普及などの啓発事業についても、推進に努めてきました。

エコドライブ宣言の参加者数は目標に達しましたが、それ以外の目標については、目標値を下回っています。これについては、事業の周知不足や取組への参加の難しさなども要因として考えられます。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)	
省エネ診断等の受診施設数(平成21年度からの累計)	(H22)4件	28件	32件	38件	45件	45件	45件	70件	未達成
各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率	76%	-	72.8%	(H30)72.8%	(H30)72.8%	(H30)72.8%	(H30)72.8%	100%	未達成
エコドライブ宣言者数	(H22)164名	275名	357名	364名	414名	414名	522名	450名	達成
「福島議定書事業」参加団体数(市内)	(H29)事業所:92 学校:21	-	事業所:98 学校:18	事業所:94 学校:17	事業所:97 学校:10	事業所:105 学校:18	事業所:93 学校:10	事業所:230 学校:50	未達成
「エコチャレンジ事業」参加世帯数(市内)	(H29)117世帯	-	200世帯	159世帯	81世帯	141世帯	42世帯	500世帯	未達成

課題・方向性

温室効果ガスの削減については、政府から2050年までに排出量実質ゼロを目指す方針が示されたことから、本市でも2050年までのできる早い時期に、市内の温室効果ガス実施ゼロとすることを目的とし、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行いました。これにより、脱炭素化について行政、事業者、市民がより一層協力して取り組む必要があるとともに、目標達成までの細やかな進行管理が求められます。

また、市内の温室効果ガスの排出状況についても、今後はより明確に実態を把握していく必要があります。

今後CO2を含む温室効果ガスを削減することは、国内はもとより、世界的にも重要度を増していきます。環境目標の達成、ひいてはゼロカーボンシティの実現のためには、これまで以上の周知・啓発に加え、全市一丸となって脱炭素化に取り組めるよう新たな施策の実施が求められます。

個別目標3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち

成果・評価

本市では、将来に向けて持続力と回復力のある力強い社会、市民が安心して快適に暮らすことができるまち「スマートシティ会津若松」を目指して取り組みを進めております。その一環として、各庁舎のエネルギー管理のBEMSサービス活用や環境負荷の少ない公共交通の実現に向けた取組など、ICTを活用したエネルギーの受給バランスの効率化や地域の省エネや低炭素化に努めてきました。

数値目標としていた電気自動車関連については、充電器の設置数は目標を達成しましたが、市内の電気自動車等の導入台数については、増加したものの目標値は達成できませんでした。電気自動車の保有台数については、全国的に見ても充電インフラの整備状況や車種の少なさから伸び悩んでおり、本市においても同様の状況となったものと思われま

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値 (H24)	中間評価値 (H29)	H30 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	目標値 (R5)	
電気自動車・プラグインハイブリッド車台数	(H22) 5台	268台	329台	359台	376台	390台	459台	8,000台	未達成
充電器設置数(一般家庭除く)	(H22) 6台	34基	33基	33基	33基	36基	45基	40基	達成

課題・方向性

BEMSサービスの活用などは一定の効果が出ているため、今後は未導入の施設にも導入するなど、取り組みの拡大が必要となります。また、環境負荷の少ない公共交通については、短期間で効果を出すことは難しく、長期的に取り組むための協力体制の維持などが課題となります。

今後も継続して電気自動車の普及や地域の省エネの推進に取り組むとともに、ICTを活用した環境への取組については、地球温暖化対策のみならず、自然環境や生活環境などの分野にも取り入れていくべきものと考えます。

個別目標3-4 「もったいない」が息づくまち

成果・評価

生産、消費、廃棄といった一方通行の社会経済から脱却し、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない、持続可能な循環型社会を形成するために、日常生活や事業活動で排出される廃棄物(ごみ)の発生抑制、再使用、再資源化に取り組む必要があります。また、ごみの排出量削減は、運搬や焼却などの過程で発生する温室効果ガスの抑制にも繋がります。そのため、全市一斉ごみ減量運動や事業系ごみガイドブックの作成など、ごみの分別排出徹底に関する意識啓発や給食施設から出る生ごみのリサイクルなど、ごみ減量に関する施策に取り組んできました。

また、雑がみ専用保管袋の全戸配布や古着の資源化品目への追加、使用済小型家電の無料回収の実施など再資源化の取組も、ごみの削減と温室効果ガスの排出量削減に寄与しています。

これにより、近年、1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にありますが、目標に関しては、1人1日あたりのごみ排出量、総リサイクル量ともに達成できていない状況となっています。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値 (H24)	中間評価値 (H29)	H30 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	目標値 (R5)	
1日1人あたりのごみ排出量<新統計>	(H22) 1,222g	1,259g	1,250g	1,257g	1,241g	1,231g	1,229g	1,031g	未達成
総リサイクル量	(H22) 13,038t	12,136t	11,852t	11,752t	11,726t	11,708t	11,469t	13,000t以上	未達成

課題・方向性

国の実態調査では、全国同規模の自治体と比較して、本市の令和3年度の1人1日あたりのごみ排出量はワースト9位となっており、ごみ排出量の削減は依然として喫緊の課題と言えます。また、可燃ごみの組成分析やごみの排出状況の目視から、燃やせるごみの中に、再資源化可能な紙類やプラスチック製容器包装と、水分が多く含まれる生ごみや剪定枝・刈草が多く含まれている実態が把握されています。さらに、新型コロナウイルスの収束に伴い、今後、事業系ごみが増加することが懸念されます。

循環型社会の形成と地球温暖化対策の推進のため、家庭における資源物の分別徹底と生ごみや剪定枝・刈草の堆肥化や乾燥、事業所における紙類と厨芥類の資源化について取組を強化するとともに、民間事業者と連携した資源化の調査研究などに取り組んでいく必要があります。

基本目標4 環境をともに学び、協働するまちをつくる

個別目標4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち

成果・評価

環境について市民の皆さん一人一人が考え、自ら行動を行うよう、森林環境学習事業やこどもエコクラブ、環境フェスタの開催など、環境意識の啓発に努めました。

また、「会津若松市の環境」の発行や、市政だよりなどの広報誌やホームページを通して、市の環境の現状やごみの正しい分別方法など、市民の皆さんに対し環境に関する情報を得られるよう努めました。

しかし、令和元年度より発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、環境教室や出前講座の開催について開催数や参加者が伸びず、目標の達成には至りませんでした。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)	
環境教室(子ども向け・市民向け)参加者数	117名	136名	126名	113名	47名	69名	64名	450名	未達成
環境関連の出前講座の実施回数	37回	17回	19回	21回	11回	23回	23回	50回	未達成

課題・方向性

環境に関する活動への参加について、アンケートでは市民、児童・生徒ともに「行っていないが、興味はある」という回答が多くありました。これは、環境に関する活動の情報が分からない、あるいは参加の心理的なハードルが高いなどの要因が考えられます。

そのため、活動への参加を促すには、これまでの取組に加えて、新たな媒体による情報発信や、観光・子育て・スポーツなど他分野の取組と環境分野の融合による新たな機会の創出、取組参加へのメリットを強化し行動を促す「ナッジ」による活動の浸透などが必要となってきます。

個別目標4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

成果・評価

環境に関する市民との協働を進めるため、歴史的景観指定建造物の指定や中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業などを推進してまいりました。また、環境意識の醸成のため美しい会津若松景観賞や環境大賞などの表彰制度、水道週間児童生徒作品展などのイベント、ポイ捨て・犬フンマナー向上市民会議によるごみ拾いイベントの開催など、各種事業による啓発を推進してきました。

一方、数値目標に関してはこちらも新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベントの中止や規模縮小のため、目標の達成には至りませんでした。

環境目標	目標値と実績値								目標値達成状況
	基準値(H24)	中間評価値(H29)	H30実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	目標値(R5)	
環境関連イベントの参加者数	5,191名	4,296名	4,104名	4,927名	0名	98名	338名	7,000名	未達成
公園等緑化愛護会数	84団体	80団体	79団体	77団体	72団体	72団体	72団体	85団体	未達成

課題・方向性

一方、アンケートでは市内において依然としてポイ捨てが目立つなどの意見もあり、協働による環境にやさしいまちづくりは今後とも取組を強化していく必要があります。そのためには、行政と市民の環境に対する意識の共有、相互に協力しあう体制の構築などが必要となります。

総 評

第2期環境基本計画の各目標、及び各種施策については、計画の基本理念を達成するうえで概ね十分な役割を果たしているものと考えられます。しかし、環境問題、とりわけ地球温暖化については新たな法令や計画等が次々と制定されるなど、環境施策を取り巻く状況はこの10年で大きく変化しており、一部の目標値や施策については見直しが必要です。

次期計画については、第2期環境基本計画の理念や方向性を継承しつつ、より取組が加速するよう、新たな手法の模索や国県を含む関係各所との連携の強化が必要となります。また、これまでの環境保全の取組は、多くが行政の主導で行われていることもあり、活動への参加は環境に興味のある方や日ごろから行政に関わりのある方に限られている状況も見受けられました。

今後は市民の皆さんがより主体的に環境保全に取り組めるよう、事業活動はもとより、子育てやレクリエーション、消費などあらゆる活動において、環境保全につながる行動を促す仕組みづくりを進め、環境に興味のある方もそうでない方も、日々の行動が環境保全につながるような施策の展開が重要であると考えます。

第2期 環境基本計画（骨子）

- 第1編 基本理念及び基本目標
 - 第1章 計画の基本的事項
 - 第1節 計画の基本理念
 - 第2節 計画の考え方及び役割・性格
 - 第3節 計画の期間
 - 第4節 計画の構成
 - 第2章 本市の環境の現況と課題
 - 第1節 社会環境
 - 第2節 生活環境
 - 第3節 自然環境
 - 第4節 地球環境
 - 第5節 前環境基本計画の成果・課題と今後の方向性
 - 第3章 本市の望ましい環境像と計画の基本目標
 - 第1節 望ましい環境像
 - 第2節 計画の基本目標と個別目標
 - 1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる
 - 2 緑豊かで、住んでいて心地よく人と自然が共生するまちをつくる
 - 3 地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる
 - 4 環境保全をともに学び、協働するまちをつくる
- 第2編 基本計画
 - 第1章 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる
 - 個別目標1-1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち（有害物質）
 - 個別目標1-2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち（騒音・振動・悪臭・野焼き）
 - 個別目標1-3 放射能の不安のない安心なまち（放射線）
 - 第2章 緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる
 - 個別目標2-1 豊かな自然環境を守り、育てるまち（生物多様性）
 - 個別目標2-2 美しい里山と農地を守り、活かすまち（里山・農地の保全）
 - 個別目標2-3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち（猪苗代湖保全）
-猪苗代湖水環境保全推進計画
 - 第3章 地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる
 - 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
 - 個別目標3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち（再エネ）
-新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画-
 - 個別目標3-2 みんなでCO2を減らすまち（CO2削減）
 - 個別目標3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち（ICT・最新技術活用）
 - 個別目標3-4 「もったいない」が息づくまち（循環型社会）
 - 第4章 環境保全をともに学び、協働するまちをつくる
 - 個別目標4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち（環境教育・学習）
 - 個別目標4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち（市民協働）
- 第3編 計画の推進に向けて
 - 第1章 環境配慮指針
 - 第1節 市民の環境配慮指針
 - 第2節 事業者の環境配慮指針
 - 第2章 計画の進行管理
 - 第1節 計画の推進・管理体制
 - 第2節 進行管理

第3期 環境基本計画（骨子案）

- 第1編 基本理念及び基本目標
 - 第1章 計画の基本的事項
 - 第1節 計画の基本理念
 - 第2節 環境政策を取り巻く状況
 - 第3節 計画の考え方及び役割・性格
 - 第4節 計画の期間
 - 第5節 計画の構成
 - 第2章 本市の環境の現況と課題
 - 第1節 社会環境
 - 第2節 生活環境
 - 第3節 自然環境
 - 第4節 地球環境
 - 第5節 市民意向等
 - 第6節 前環境基本計画の成果・課題と今後の方向性
 - 第3章 本市の目指す将来像と計画の基本目標
 - 第1節 目指す将来像
 - 第2節 計画の基本目標と個別目標
 - 1 ○○○○
 - 2 ○○○○
 - 3 ○○○○
 - 4 ○○○○
- 第2編 基本計画
 - 第1章 【生活環境】 ○○○○
 - 個別目標1-1 ○○○○ 【有害物質、騒音・悪臭等、放射線】
 - 個別目標1-2 ○○○○ 【野焼き、ポイ捨ての防止】
 - 第2章 【自然環境】 ○○○○
 - 個別目標2-1 ○○○○ 【生物多様性（外来生物、鳥害含む）】
 - 個別目標2-2 ○○○○ 【森林や農地、緑地等】
 - 個別目標2-3 ○○○○ 【猪苗代湖の保全】
-猪苗代湖水環境保全推進計画
 - 第3章 【地球環境】 ○○○○
 - 第2期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）-
 - 個別目標3-1 ○○○○ 【省エネ・電化の推進】
 - 個別目標3-2 ○○○○ 【再生可能エネルギーの地産地消の推進】
-新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画-
 - 個別目標3-3 ○○○○ 【3R+Renewableの推進】
 - 個別目標3-4 ○○○○ 【温室効果ガス吸収源対策等の温暖化対策の推進】
 - 個別目標3-5 ○○○○ 【地域脱炭素化促進事業（促進区域）】
 - 第4章 【市民協働】 ○○○○
 - 個別目標4-1 ○○○○ 【環境教育・学習】
 - 個別目標4-2 ○○○○ 【市民協働】
- 第3編 計画の推進に向けて
 - 第1章 環境配慮指針
 - 第1節 市民の環境配慮指針
 - 第2節 事業者の環境配慮指針
 - 第2章 計画の進行管理
 - 第1節 計画の推進・管理体制
 - 第2節 進行管理

※各基本目標及び各個別目標の
 標題（○○なまちをつくる、な
 ど）については、第2期計画を継
 承しながら、取組内容に応じて今
 後決定します。